

募集要領

「女性活躍 x ICT ～ 会津大学《女性デジタル人材育成》シンポジウム」企画・運営及び広報展開にかかる業務委託に関するプロポーザル募集要領

2023年12月6日

公立大学法人会津大学

1. 趣旨

この募集要領においては、公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）が、開学 30 周年記念事業の一環として「女性活躍 x ICT ～ 会津大学《女性デジタル人材育成》シンポジウム」（以下「シンポジウム」という。）を実施する（日程は 2024 年 2 月 18 日、会場は会津大学大講義室を予定）に当たって、その企画・運営及び広報展開にかかる業務を委託するために、公募型プロポーザル方式により業務の遂行能力等を総合的に比較検討し、最も優れた企画提案者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要等

（1）業務の概要

本学がシンポジウムを実施するに当たって、本学教職員と協働し、その企画・運営及びシンポジウムの成果についての広報展開を行う。

（2）委託期間

2024年1月15日から2024年3月22日

（3）業務の仕様等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

（4）見積限度額

3, 270, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 都道府県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年4月1日規則第3号）第3条各号の規定に該当しない者であること。

(8) 過去5年以内にジェンダー推進の企画運営や関連広告の掲載実績を有していること。

(9) 東北6県をカバーする新聞媒体（日本ABC協会「新聞発行社レポート 半期」（2023年1～6月平均）のデータで東北6県の各県全てにおいて発行部数4位以内である新聞媒体）を通じた効果的な広報展開を行えること。

4. 委託候補者の選定方法

当該公募型プロポーザル方式による委託候補者の決定にあたっては、提出された提案内容、実績、能力等が明示された書類の審査により、その適性及び能力等を総合的に判断する。

5. 契約締結までのスケジュール

(1) 募集要項等の公表 2023年12月6日（水）

(2) 質問書提出期限 2023年12月8日（金）午後5時

(3) 質問に対する回答 2023年12月12日（火）午後5時

(4) 参加申込書提出期限 2023年12月14日（木）午後5時

(5) 企画提案書等提出期限 2023年12月19日（火）午後5時

(6) 企画提案審査会（書面審査） 2023年12月21日（木）予定

(7) 審査結果の通知 2023年12月22日（金）予定

(8) 契約締結 審査結果の通知後、仕様を確定し、見積書の提出を受けた上で契約締結手続きを行う。

6. 質問及び回答

(1) 質問書

募集要領等に関する質問は定められた質問書（様式第6号）の提出により行うこととし、審査に支障をきたす質問、電話または口頭による質問については受け付けない。

（2）提出期限

2023年12月8日（金）午後5時

（3）質問受付及び回答の方法

質問は電子メールにより受け付ける（送付先は「11 送付先及び問い合わせ先」参照）。その際、件名は「【質問】会津大学シンポジウムプロポーザル」とすること。受け付けた質問については、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2023年12月12日（火）午後5時までにウェブサイト上（入札公告情報）で回答する。

7. 参加申込

当該公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限までに下記の書類を提出すること。

（1）提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）（既存の会社パンフレット等で代えることも可。なお、3. 参加資格の（8）（9）の要件を満たすことを説明する資料や文書（書式自由）を添付すること）

ウ 類似業務の実績（様式第3号）

エ 業務実施体制（様式第4号）

オ 総括責任者及び主たる責任者の経歴書（様式第5号）

（2）提出期限

2023年12月14日（木）午後5時

（3）提出場所

公立大学法人会津大学 企画運営室

（4）提出方法

PDF形式のファイルとし、電子メールへの添付の方法により提出すること（「11 送付先及び問い合わせ先」参照）

（5）辞退

参加申込書の提出後であっても、企画提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出することにより、当該公募型プロポーザルへの参加を辞退することができる。

8. 企画提案書等の提出

当該公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「7 参加申込」による手続きを行った上で、下記提出書類を期限までに提出すること。

（1）提出書類の種類

ア 企画提案書（様式第7号）

イ 企画構成案（任意様式）：A4サイズ両面5ページ以内（表紙、目次、裏表紙は除く）

とすること。別添「業務委託仕様書」の内容を踏まえ本件業務の実施方針を提案すること。また、広報展開（記事の掲載）に関しては、広報展開の手法（活用する新聞媒体など）や想定される効果（販売部数等）について明記すること。

ウ 業務実施計画書（任意様式）：仕様書に記載する業務内容を遂行するための計画を記載すること。

エ 事業経費積算書（任意様式）

（２）提出期限

2023年12月19日（火）午後5時

（３）提出場所

公立大学法人会津大学 企画運営室

（４）提出方法

PDF形式のファイルとし、電子メールへの添付の方法により提出すること（「11 送付先及び問い合わせ先」参照）

（５）審査結果通知

応募者全員に対し、2023年12月22日（金）頃に通知する。

（６）審査項目

項目	審査基準	加算率
企画能力	業務の遂行のためのプロフェッショナルな知見や専門的ノウハウを有しているか。	2
実施体制	企画を実施するための十分なマネジメント能力や体制を有しているか	1
成果	高い広報効果が見込めるか	2
経済性	経費は妥当であるか	1

（７）評価方法・評価点

評価項目ごとに1～5点の評価点を付し、項目に応じた加算率を乗じた上で合計する。（5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る）

（８）審査体制

審査委員会が審査する。

（９）契約手続等

審査により選定された者（以下「委託候補者」という。）を相手方として、公立大学法人会津大学会計規程第17条及び公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第31条により次のとおり随意契約を行うものとする。

ア 仕様書の協議等：委託候補者と協議し、必要な調整を行い、委託契約に係る仕様を確定する。

イ 契約金額の決定：確定した仕様書に基づき見積書を徴取し、契約金額を決定する。

ウ その他：委託候補者との間で行う協議が整わない場合、又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議する。

9. 失格条項

参加申込書を提出した者が次に掲げる条項のいずれかに該当するときは、失格となる。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に当該プロポーザル競技に対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 他の参加申込者の協力者（協力会社）であった場合
- (3) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (4) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (5) その他公立大学法人会津大学が不適格と認めた場合

10. その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された書類は、返却しない。
- (3) 応募者から提出された書類について、本業務以外の目的には使用しない。
- (4) 応募者から提出された書類は、福島県情報公開条例第2条第2項に基づき情報公開請求の対象となる。
- (5) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

11. 送付先及び問い合わせ先

公立大学法人会津大学 企画運営室

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀

電話 0242-37-2500（代表）

電子メール（担当教員：麻野） asanoa@u-aizu.ac.jp